

すべての住宅に火災警報器の設置を



玉城 勇 議員

答 助成について話し合っていく

問 住宅用火災警報器の設置について、新築住宅は平成18年6月1日から設置義務がある。既存住宅は平成23年5月31日までに、すべての住宅に設置することが義務化されている。沖縄県は設置率59・3%で全国最下位であり、条例適合率は44・5%である。市内の設置率はどの程度か。

副町長 平成27年度の本町の設置率は53%、条例適合率は48%である。条例適合率とは、設置しなければならぬすべての部屋に設置状況を確認する割合である。

問 全国で火災の発生が3万9000件以上ある。それだけの発生で死亡者が1500人を超えている。けがの方も6500人を超えている。しかし、火災警報器を設置したことで助かった事例は全国各地で報告がある。ぜひに火災警報器の設置をしなければいけない状況だと思うがどうか。

町長 火災警報器は生命・財産を守るためには一番重要である。全国で設置率が1番低い県内においても東部消防管内は低い。設置率を上げるためにはどうすべきなのか、東部消防管内の3町と調整する。

助成する事も検討すべきなのかも含めて全所帯に100%設置できるような取り組みを進めていきたい。そのためには、助成をどうすべきなのか、補助は全額なのか、3分の2、2分の1なのか細かい調整も出てくる。東部消防管内正副管理者会があるのでその話し合いを行いたい。設置率アップのために話し合いを行う。

AEDの管理について

問 AEDは救命処置のため、いつでも使用できるように管理点検が重要である。町で設置したAEDの状況はどうなっているか。

副町長 町施設にあるAEDのパッドカートリッジやバッ

テリー交換等の管理・点検を行っている。その他の施設については管理者に依頼している。今後、どのような方法があるか検討する。



東部消防組合による救急救命講習